

## 追加質問（第 42 回ユニバーサルサービス政策委員会）

**NTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社**

- 5 頁の事業者間連携プラットフォームの構築等のご提案は利用者目線でも迅速な合意形成のためによいご提案だと思えます。

総務省の行司役への期待の声もありますが、ご提案の「利用者対応・事業者間回答の証跡の保存」を利用者にも開示できるプラットフォームが用意できれば、自ずから合意形成の推進に資すると思われれます。そのような仕組みであれば、事業者団体が主体となって構築することも可能かと思えますが、その点についてどう考えますか。（大谷主査）

（NTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社の回答）

- ・ 最終保障提供責務の履行に係る事業者間の役務提供確認にあたって、事業者間連携プラットフォームを構築する場合、決定すべき事項が多岐に亘ることとなります。その構築を進めるにあたっては、利害関係がある事業者間の協議のみに委ねるよりも、総務省殿に行司役となっていていただき、議論を主導いただくことで、議論の円滑化が図られると考えます。
  - ・ また、当社が提案する「事業者間連携プラットフォーム」は、事業者間での効率的な役務提供確認の実現と同時に、より直接的に利用者利便を確保できる仕組みを実現するものです。具体的には、各事業者がデータベースにサービスエリア情報をあらかじめ登録し、利用者が住所（或いは、デジタル地図上の場所）を指定することで、当該住所（場所）において、各事業者の固定ブロードバンドサービスの提供可否が一目で確認できるようにする仕組みです。各事業者において、サービスエリア情報の管理方法が異なることはあっても、個々のユーザへの提供可否は都度判定されているはずであり、それを事前に体系的にデータベース登録することは可能と考えます。データベース登録にあたっては、追加費用も必要になると考えられますが、総務省殿において、そうした費用を補助いただくことも考えられるところです。
  - ・ ご質問にある『「利用者対応・事業者間回答の証跡の保存」を行い、利用者に情報開示する仕組みを整えること』が、上述の当社提案のとおり、利用者が自ら各事業者の役務提供可否を確認できる仕組みの構築を含むのであれば、この仕組みを構築することで利用者利便の向上や最終保障提供責務の履行に係る運用の円滑化を図ることが可能になるものと考えます。
- 10 頁の「最終保障提供責務の履行にあたって、設備の新設を要する場合等、責務の履行に起因して生じる赤字は、全額補填対象としていただくことが必要」と述べられていますが、赤字が全額補填対象となる場合、最終保障提供責務の提供に当たって効率性の発揮が不十分なものになる懸念がありますが、効率性担保の仕組みをどう考えますか。（大谷主査）

(NTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社の回答)

- ・ 現行のブロードバンドユニバ制度において、効率性を担保する仕組みとして、以下のような手法が用いられていることから、これらも参考にして、最終保障提供責務の履行に係る交付金制度の検討を行っていくことが適当であると考えます。
  - ✓ 補填額算定に用いる設備管理運営費比率（設備量に対する保守運営費等の割合）については、毎年の接続料金の認可申請プロセスを経て総務大臣から認可を得た全国平均比率を用いること。ただし、補填対象となるルーラルエリアにおける設備の保守費は全国平均より高額になると想定されるため、その差異を踏まえた比率を設定することは考えられません。
  - ✓ 補填額算定に用いる設備投資額については、国や自治体から補助金により設備構築を行った場合には、その投資額が適正であることを国や自治体が確認済と考えられることから、それを用いること。
- ・ なお、国民負担の軽減を図るためには、提供手段の更なる多様化によるユニバーサルサービスの効率的な提供（モバイルの更なる活用やNTN（HAPS・衛星）等の新技術の将来的な導入等）を視野に検討を行っていくことも必要だと考えます。

○ メタル縮退後の移行パターンには光回線のエリア、光回線の提供事業者、建物の光引き込みの困難さ、モバイル回線の圏外、モバイル回線の低品質エリアなどの状況に応じて、かなりのパターンが想定されると思うが、それらの移行先や移行方法に関するケース分けや、その評価などはされているのか？また、されていない場合は今後実施の可能性はあるのか？（藤井構成員）

(NTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社の回答)

- ・ メタルから光/モバイルを活用した固定電話への移行にあたっては、当社の電話サービスの契約者については、基本的には、メタル以外の手段を用いた当社の電話サービスに移行いただけるよう対応していく考えです。具体的には、光ファイバを用いた電話サービスのほか、ワイヤレス固定電話やモバイル固定電話等、モバイル網を活用した電話サービスを、当社サービスとして提供していきたいと考えています。
- ・ サービスの使い分けは、光やモバイル網をご利用いただけるエリアかどうかという観点だけでなく、お客様のご利用環境やご要望を踏まえ、代替サービスのご案内を行っていく考えです。
- ・ また、国民負担の軽減を図るためには、提供手段の更なる多様化によるユニバーサルサービスの効率的な提供（モバイルの更なる活用やNTN（HAPS・衛星）等の新技術の将来的な導入等）を視野に検討を行っていくことも必要だと考えます。

## 株式会社NTTドコモ

- P.7「各事業者の固定ブロードバンドサービスの提供状況等を踏まえ、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）をユニバーサルサービスとして位置付ける区域について、定期的に見直しを図ることを要望します」とありますが、未整備地域に固定BBが展開される状況、混雑が生じる状況、過疎化の進行などを踏まえて、どのような頻度と粒度で区域の見直しをするべきとお考えですか。（岡田構成員）

（株式会社NTTドコモの回答）

- ・ まず、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）をユニバーサルサービスとして位置付ける際の区域の粒度に関しては、基礎的電気通信役務台帳の記載粒度や、最終保障業務区域の単位など、ユニバーサルサービス制度に係る区域の単位との関係性も含め整理が必要となる認識です。
- ・ また、見直しの頻度については、台帳の更新時や、第41回本委員会資料1：「最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度のあり方の検討（事務局説明資料）」P22にございます業務区域の減少等の周知・届出時といった、固定BBの展開状況に変化が生じるタイミング等を踏まえ、見直しを行うことが望ましいのではないかと考えます。

## KDDI 株式会社

- ご紹介いただいた海外事例については大変参考になります。26 頁の「Ofcom が補償要否を判断する上で考慮される「BT が享受する無形の便益」とは、例えば全国的な電話サービス提供者であることから得られる企業イメージ向上や、ネットワーク規模のスケールメリット（部品調達や広告面での有利性）、独占的地位からの追加収益（加入者が将来収益化する可能性）など」とのことですが、企業イメージ向上やスケールメリット等をどのように定量評価しているのでしょうか。（大谷主査）

（KDDI 株式会社の回答）

- ・ 英国や EU 加盟国などの旧国営事業者が USO 事業者となる国の多くは、法制度上、USO の正味コストは「USO あり」対「USO なし」の差で算定し、コスト・収入に加え「無形の便益」を控除しています。
- ・ 英国では、Ofcom が、音声ユニバの無形の便益について、便益区分と概算額（2003/04 時点の試算）を算出し、2005/06 にレビューを行っています。ブロードバンドユニバ（2020 年以降）においては、無形の便益は評価対象ですが、BT や KCOM は既に電話 USO でカバー済みであることから、ブロードバンド USO における新たな便益は限定的とみなされる傾向があるとしています。
- ・ よって、音声ユニバで算定した無形の便益を中心に具体的な手法（試算例）を以下に説明いたします。
  - a. ブランド強化・企業イメージ（主因）
  - b. 公衆電話（PCB）の広告価値
  - c. ライフサイクル効果（不採算顧客の将来採算化）
  - d. ユビキティ（全国カバレッジの信用）
- ・ なお、アイルランドにおいても継続的に無形の便益の算定を行っています。

英国の「無形の便益」に関する算定方法

項目	「無形の便益」の概要・算定方法	評価結果
a	ブランド強化・企業イメージ（主因）	無形便益全体の約 80% を占める主要要素
b	公衆電話(PCB)の広告価値	年間9-11百万ポンド（無形便益全体の15-18%程度）
c	ライフサイクル効果(不採算顧客の将来採算化)	「ほぼ無視できる」と評価(年間0-100万ポンド程度)
d	ユビキティ（全国カバレッジの信用）	「無視できる」レベル（年間1万ポンド程度）

### 参考情報

#### 【英国】

- Three' s response to Ofcom' s consultation on compensating providers delivering universal services ( 07 January 2020 )

<https://www.ofcom.org.uk/siteassets/resources/documents/consultations/category-2-6-weeks/172656-uso-funding/responses/three-uk>

【アイルランド】

■ Assessment of eir' s calculation of intangible benefits for 2015/16 ( 15 February 2021 )  
<https://www.comreg.ie/media/2021/03/ComReg-2117b.pdf>

Ofcom は (2003/2004 の例)、費用を£52-74m、便益を£59-64m (内訳: ブランド・イメージが主、PCB 広告 £9-11m、ライフサイクル £0-1m、ユビキティは「無視可能」) 程度と推計し、当時は BT に不当な負担はないと結論付けました。

Costs	Indicative estimate of costs (£M) for 2003/04	Benefits	Indicative estimate of benefits (£M) for 2003/04
Uneconomic areas	5 – 10	Life cycle	0-1
Uneconomic customers	24 – 31	Ubiquity	Insignificant
Uneconomic payphones	23 – 33	Brand enhancement and corporate reputation	50-52
		Advertising on PCBs	9-11
Total	52 – 74	Total	59-64

出典: Review of the Universal Service Obligation  
[Review of the Universal Service Obligation](#)

ブロードバンドユニバ (2020 年以降) においては、「ネットコスト」 (=費用-直接・間接の便益) を前提に審査され、二重計上の排除等のルールや申請テンプレートが定められており (BT/KCOM が請求可能)、無形の便益 (indirect benefits) の控除は明記されています。

- P. 24 「2035 年以降のメタル回線や電話交換機の撤去後の基金制度については、様々な観点からの制度設計が必要」とありますが、交付金制度は BB ユニバの交付金制度に収斂させるべきというお考えでしょうか。移行期のユニバ制度について、どのようなお考えをお持ちでしょうか。(岡田構成員)

(KDDI 株式会社の回答)

- ・ 2035 年以降のメタル回線や電話交換機の撤去後には、電話単体サービスはブロードバンドのオプションとしての位置づけになることが想定されるため、多角的な視点から、将来におけるユニバーサルサービス制度の在り方について検討を行うことが必要であると考えます。現行の電話交付金制度をブロードバンドユニバーサルサービスの交付金制度に収斂させるべきかどうかを含め、議論することが重要です。
- ・ 移行期間中は、2035 年に電話の基金制度の廃止あるいはブロードバンドユニバーサル

サービスへの収斂など新制度への移行を目標として、電話のユニバーサルサービス維持に関するコスト効率化やメタル売却益の活用等により、交付金額を段階的に縮小していく努力が必要であると考えます。そのために、NTT 東西は速やかにメタル回線および電話交換機の撤去による効率的なネットワークへの移行計画を示すべきと考えます。

## ソフトバンク株式会社

- P.9「無線の技術特性から、屋内利用の完全な確保には多大な負荷を要する」とありますが、ワイヤレス固定電話でなくモバイル網固定電話のサービス品質の確保についてはどうでしょうか。同様に多大なコストが生じるというご意見でしょうか。あるいは品質保証のあり方に違いがある（あってもよい）とお考えでしょうか。（岡田構成員）

（ソフトバンク株式会社の回答）

- ・ モバイル網固定電話においても、屋内利用の完全な確保には多大な負荷を要します。
- ・ そもそもワイヤレス固定電話は、NTT東西の加入電話を例外的に代替する役務（無線で加入電話相当のサービス品質を維持しつつ、屋内利用も確保することを前提とする役務）として、提供エリアの限定のほか、電波環境の事前確認や電波環境悪化時のブースター提供等「屋内利用の完全な確保のための運用の実現性」もはじめから考慮して設計・整理されたものと理解しています。
- ・ 一方、モバイル網固定電話は、0AB-J番号での電話のニーズを踏まえつつ、その料金・品質（屋内利用の完全な確保不可等）等のサービス仕様は競争の下で設計されたものであり、仮にワイヤレス固定電話と同等の仕様・提供条件を求められるならば、設計の前提が大きく変わるため、現状の料金では採算ラインに乗らない・そもそも運用が立てつかない等、サービスの存続にも影響しかねません。
- ・ 以上のような成り立ちの違いから、ワイヤレス固定電話とモバイル網固定電話の間では、品質保証等サービス仕様の違いがあつてしかるべきと考えます。

以上